

<境界問題解決センターとは>

境界に関わる民事紛争の早期解決のために土地家屋調査士と弁護士が調停人として当事者の話し合いのお手伝いをしています。また、確認した筆界に境界標を設置し、調停の合意内容に基づき登記手続きを行うなど、境界に関わる全ての紛争解決を目指しています。境界問題解決センターでは、メディエーションによる「人に優しい解決」と認証を受けたことによる「手続きの厳格性」により、安心して境界紛争を解決できる環境作りをしています。

<境界紛争とは>

土地境界の紛争は人的紛争とも言われるように、単に境界だけの紛争だけではなく相隣関係による様々な要素が内在しているため、紛争解決には多くの時間と費用を要しています。また、境界紛争は相手方が隣接土地所有者であるため、境界が決まったとしても当事者同士の心のわだかまりを解決しなければ本来の解決とはならない、という特徴を持っています。

<ADR法による認証とは>

ADR法では、法令で定める基準・要件を満たしているADR手続実施者を法務大臣が認証し、時効中断効等の法的効果の付与や、弁護士法第72条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）の特例を認めるなど、利便性の向上を図っています。

受付面談は無料です。まずはお電話下さい。 **要予約**

境界問題解決センターとちぎ

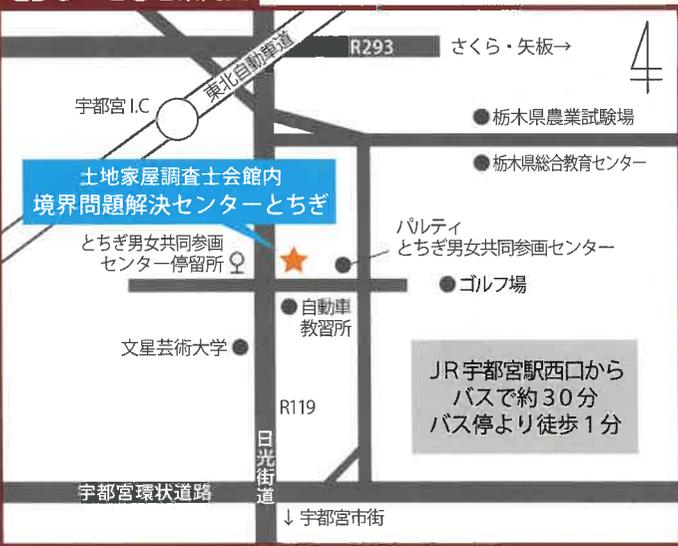
TEL **028-307-2187**



例えばこんな時にご相談下さい

- Case 1 お隣の塀や工作物が越境していそうだ
- Case 2 敷地を測ったらお隣とトラブルになった
- Case 3 お隣から境界確認の同意を得られない
- Case 4 お隣から「お宅の屋根が越境している」と苦情を言われた

センターとちぎ案内図



境界問題解決センターとちぎ

栃木県土地家屋調査士会・(協力)栃木県弁護士会

〒320-0071 栃木県宇都宮市野沢町3-3犬塚商事ビル1F

TEL 028-307-2187 FAX 028-666-4735

E-mail: tochiadr@moon.ucatv.ne.jp

境界問題解決センターとちぎ
栃木県土地家屋調査士会・(協力)栃木県弁護士会

お隣の
塀が

越境して
いるようだ?

敷地を
測ったら

お隣と
トラブルになった!

土地境界問題でお困りの方、
ぜひ御相談下さい。



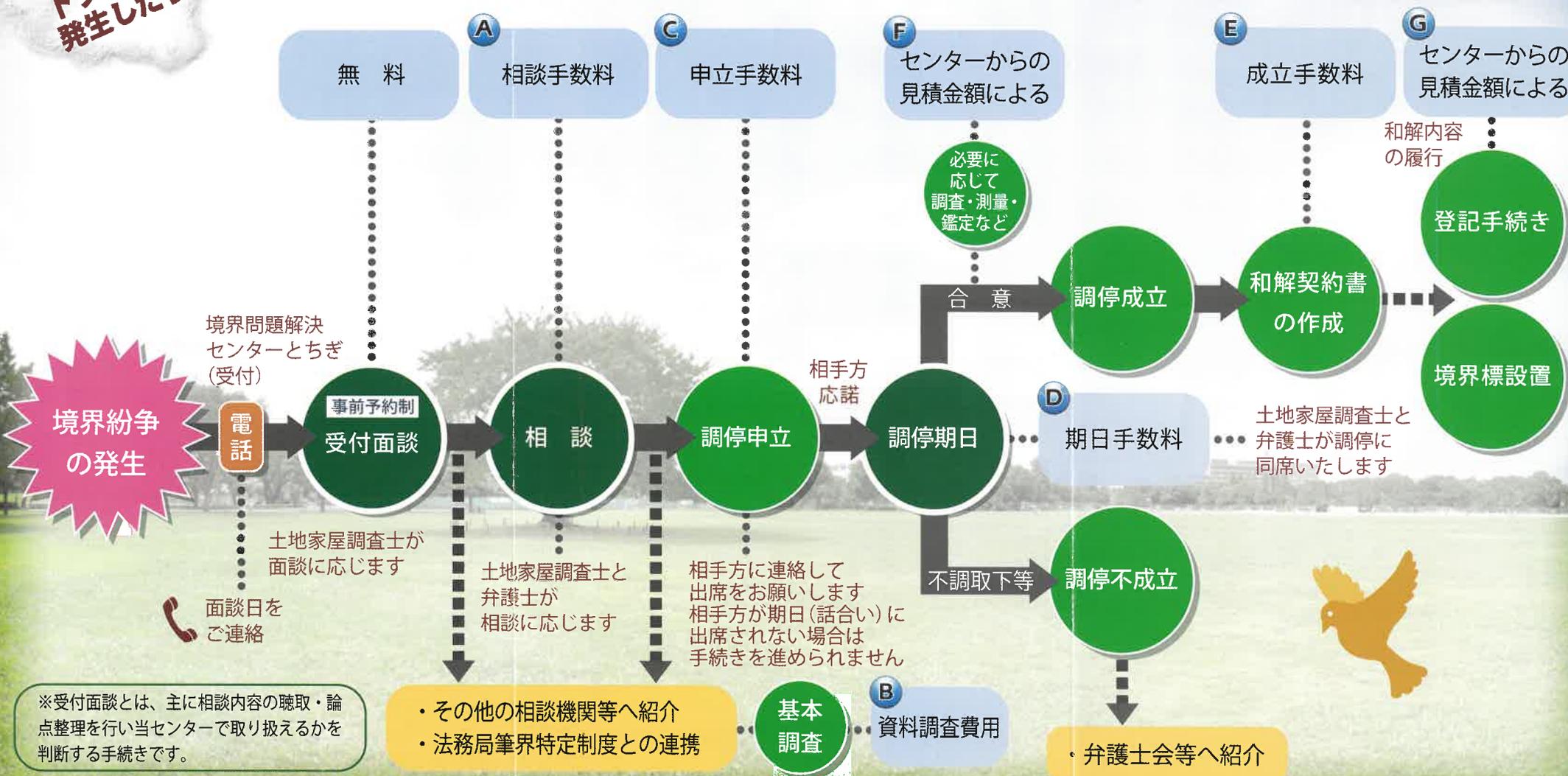
かいけつサポート

ADR法に基づく法務大臣認証

認証日：平成23年3月29日
認証番号：第95号

境界の
トラブルが
発生したら

境界問題解決センターとちぎをご活用ください。



※受付面談とは、主に相談内容の聴取・論点整理を行い当センターで取り扱えるかを判断する手続きです。

和解契約書作成までの費用 (金額はすべて税込)

相談		調停		補助業務	
A	相談手数料 (1回の相談は90分以内)	C	申立手数料	F	調査・測量・境界鑑定費用
	21,000円		20,000円 (申立人負担)		必要に応じて随時見積もり (原則として双方で負担)
B	資料調査費用	D	期日手数料		
	実費 (調査内容による)		21,000円 (1期日ごと・原則として双方で負担)		
		E	成立手数料		
			105,000円より (原則として双方で負担)		

和解契約書作成後の費用

- 下記の費用が発生する場合があります [原則として双方で負担、負担割合は合意による]
- ◎境界標設置費用
 - ◎登記手続費用
 - ◎登録免許税、印紙代
 - ◎その他合意内容を履行するための諸費用